

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則	教育総務課	2頁
	○ 教育長の営利企業等の従事許可の基準等に関する規則	教育総務課	2頁
	○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	教育総務課	3頁
	○ 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	4頁
	○ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	5頁
	○ 学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校施設課	5頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教職員課 高校教育課 特別支援教育課	6頁
公 告	○ 三重県立学校における学校運営協議会の設置	高校教育課	7頁
お知らせ	○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	教育総務課	8頁
	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教職員課	11頁
	○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	12頁
	○ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	31頁
	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	37頁
	○ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	教育総務課	38頁
	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	39頁
	○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	40頁
	○ 平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則	福利・給与課	57頁
	○ 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	60頁
	○ 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	61頁
	○ 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	62頁
	○ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	62頁
	○ 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	63頁
	○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	73頁
	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福利・給与課	74頁
	○ 平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	74頁
正 誤	○ 平成27年3月9日付け三重県教育公報第1704号	社会教育・文化財保護課	74頁

## 規 則

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

### 三重県教育委員会規則第二号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則を次のように制定する。

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号。以下「条例」という。）第八条第一項第三号及び同条第二項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第二条 条例第八条第一項第三号の規定による職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

- 一 職務と関連を有する国又は他の地方公共団体の事業若しくは事務に従事する場合
- 二 国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体の委嘱を受けて講演、講義等を行う場合
- 三 職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合
- 四 前各号に掲げるもののほか教育委員会が特に認める場合

(雑則)

第三条 条例第八条第二項の規定による事前の承認を受けることができなかつた場合は、すみやかにその事由を付して教育委員会の承認を求めなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「地教行法改正法」という。）の施行の際に現に在職する地教行法改正法による改正前の法第十六条第一項の教育委員会の教育長については、この規則の規定は適用しない。

教育長の営利企業等の従事許可の基準等に関する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

### 三重県教育委員会規則第三号

教育長の営利企業等の従事許可の基準等に関する規則

教育長の営利企業等の従事許可の基準等に関する規則を次のように制定する。

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第十一条第七項の規定に基づき、教育長が営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）等に従事するについて、教育委員会の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第二条 教育委員会は、教育長が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営むことの許可の申請をしたときは、次の各号のいずれかにあてはまる場合を除いて許可することができる。

- 一 当該営利企業が、教育長の職と特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合
  - 二 職責遂行に支障を及ぼすと認められる場合
  - 三 その他全体の奉仕者である公務員が従事することを適当でないと認められる場合
- 2 前項の規定は、教育長が報酬を得て事業又は事務に従事する場合の教育委員会の許可について準用する。

(許可の取消)

第三条 教育委員会は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の事由により前条の基準に反すると認められる場合は、その許可を取り消すものとする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、教育長の営利企業等の従事許可に関する基準等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「地教行法改正法」という。）の施行の際に現に在職する地教行法改正法による改正前の法第十六条第一項の教育委員会の教育長については、この規則の規定は適用しない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

### 三重県教育委員会規則第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会傍聴人規則（昭和二十三年三重県教育委員会規則第三号）等関係規則の一部を次のように改正する。

（教育委員会傍聴人規則の一部改正）

第一条 教育委員会傍聴人規則（昭和二十三年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第四条中「委員長」を「教育長」に改める。

（三重県教育委員会会議規則の一部改正）

第二条 三重県教育委員会会議規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条を次のように改める。

（教育長の職務代理）

第三条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき、その職務を行う委員の指名は、あらかじめ教育長が行うものとする。

2 教育長は、必要に応じて、前項で指名した委員を変更することができる。

第四条第二項中「委員長」を「教育長」に改める。

第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員は、法第十四条第二項の規定に基づき会議の招集を請求する場合は、請求者が連署した付議すべき事件を示した文書を教育長に提出するものとする。

第七条中「委員長」を「教育長」に改める。

第八条第一項中「第十七条第三項に規定する教育長の場合」を「第十四条第六項の規定」に改め、同条第二項中「委員長の許可を待て」を削る。

第十条第一項及び第十二条第二項中「委員長」を「教育長」に改める。

第十三条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（公表）

第十三条の二 教育長は、会議終了後、遅滞なく会議録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、非公開とした会議の会議録は、公表しないことができる。

第十五条第一項中「委員長」を「教育長」に改める。

第十六条中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「直ちに教育長に回付して処理させ」を「処理し」に改める。

第十七条中「委員長」を「教育長」に改める。

第十八条中「委員長」を「教育長」に改める。

（三重県教育委員会権限委任規則の一部改正）

第三条 三重県教育委員会権限委任規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二号中「法第二十三条第三号」を

「法第二十一条第三号」に改め、同条第十号中「法第十四条第一項」を「法第十五条第一項」に改め、同条第十九号中「法第二十七条第一項」を「法第二十六条第一項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 教育長は、第一条の規定により委任された事務について、特に重要であると認められる事項を処理したときは、適当な時期に教育委員会に報告しなければならない。

(三重県教育委員会公印規則の一部改正)

第四条 三重県教育委員会公印規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表教育委員会委員長印の項を削る。

(三重県教育財産規則の一部改正)

第五条 三重県教育財産規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第二号」を「第二十一条第二号」に改める。

(三重県教育委員会公告式規則の一部改正)

第六条 三重県教育委員会公告式規則(昭和三十四年三重県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第二条第二項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項によりなお従前の例により在職する教育長(以下「旧教育長」という。)の在職期間中にあつては、第一条の規定による改正前の教育委員会傍聴人規則第二条第三号及び第四条の規定は、なおその効力を有する。  
(三重県教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 旧教育長の在職期間中にあつては、第二条の規定による改正前の三重県教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。  
(三重県教育委員会権限委任規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 旧教育長の在職期間中にあつては、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会権限委任規則第三条の規定は適用しない。  
(三重県教育委員会公印規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 旧教育長の在職期間中にあつては、第四条の規定による改正前の三重県教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。  
(三重県教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 旧教育長の在職期間中にあつては、第六条の規定による改正前の三重県教育委員会公告式規則第二条第二項の規定は、なおその効力を有する。

三重県教育委員会は、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の規定に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県教育委員会規則第五号

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則(昭和三十七年三重県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四中

37	38	38	39	39	40	40	41	42	43	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	50	51	52
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

53	53	54	54	55	55	56	56	57	57	58	58	59	59	60	60	61	61	61	61	62	62	62	63	63	63
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」を

「

38	39	40	41	42	43	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65	65	66	66	66	66	67	67	67	67	68
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」に改める。

附 則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十七年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

**三重県教育委員会規則第六号**

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則  
公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。  
別表第二基本額の欄中「四、七八〇円」を「四、七九〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、五一〇円」に、「四、三二〇円」を「四、三三〇円」に、「二、八二〇円」を「二、八五〇円」に、「二、七五〇円」を「二、七八〇円」に、「二、五七〇円」を「二、五九〇円」に、「五、九二〇円」を「六、〇〇〇円」に改める。

附 則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十七年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

**三重県教育委員会規則第七号**

学校教育法施行細則の一部を改正する規則  
学校教育法施行細則（昭和五十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
第七条第二項中「第三号から第九号まで」を「第一号から第九号まで（小学校及び中学校については、第一号及び第二号を除く。）」に改める。  
第八条第二項中「第一号及び第二号」を「第一号から第三号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町であるときは、第二号及び第三号を除く。）」に改め、「及び図画」を削る。  
第九条第三項中「第一号、」を削る。  
第十条第二項中「第三号から第九号まで」を「第一号から第九号まで（小学校及び中学校については、第一号及び第二号を除く。）」に改める。  
第二十条を次のように改める。  
第二十条 削除  
第一号様式及び第二号様式中「三重県教育委員会 様」を「三重県教育委員会 宛て」に改める。  
第三号様式から第五号様式までの様式中「三重県教育委員会様」を「三重県教育委員会 宛て」に改める。  
第八号様式中「三重県教育委員会様」を「三重県教育委員会 宛て」に、「学校教育法施行令第25条第1号」を「学校教育法第4条の2（学校教育法施行令第25条第1号）」に改める。  
第九号様式中「三重県教育委員会様」を「三重県教育委員会 宛て」に改める。  
第十号様式中「三重県教育委員会様」を「三重県教育委員会 宛て」に、「学校教育法施行令第25条第2号」を「学校教育法第4条の2（学校教育法施行令第25条第2号）」に改める。  
第十一号様式から第十三号様式までの様式中「三重県教育委員会様」を「三重県教育委員会 宛て」に改める。  
第十四号様式中「三重県教育委員会様」を「三重県教育委員会 宛て」に、「学校教育法施行令第25条第4号」を「学校教育法施行令第23条第2項（第25条第4号）」に改める。



第十五号様式から第十七号様式までの様式中「三重県教育委員公様」を「三重県教育委員会 宛て」に改める。  
第十八号様式中「三重県教育委員公様」を「三重県教育委員会 宛て」に、「学校教育法施行令第25条第1号（第4号）」を「学校教育法第4条の2（学校教育法施行令第23条第2項、第25条第1号（第4号）」に改める。  
第十九号様式から第二十一号様式までの様式中「三重県教育委員公様」を「三重県教育委員会 宛て」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県教育委員会規則第八号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中第十六号を第十七号とし、第一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 主幹教諭

第五十六条中第二十号を第二十一号とし、第一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童若しくは生徒の教育又は幼児の保育をつかさどる。

第六十一条第一項中「ただし、」の下に「当該主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき及び」を加える。

第六十二条第一項中「ただし、」の下に「学科主任又は農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき及び」を加える。

第六十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、特別支援学校の寮務主任及び舎監の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときについては、この限りでない。

第六十四条第二項中「当該学校の」の下に「主幹教諭又は」を加える。

別表一中

「	三重県立明野高等学校	全日制	生産技術科、食品科学科、 経済科、生活教養科、福 祉科	」	を
「	三重県立明野高等学校	全日制	生産科学科、食品科学科、 流通科学科、生活教養科、 福祉科	」	に、
「	三重県立水産高等学校	全日制  全日制	海洋科、水産製造・増殖 科、機関科	」	を
					専攻科、 専攻科

三重県立水産高等学校	全日制	海洋・機関科、水産資源科	漁業専攻科、機関専攻科
	全日制		

に改める。

別表二三重県立豊学校の項中「ライフデザイン情報科、理容科」を「ライフデザイン情報科」に改める。  
別表三三重県立白山高等学校の項を削る。

附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 三重県立明野高等学校全日制課程生産技術科、経済科、三重県立水産高等学校全日制課程海洋科、水産製造・増殖科、機関科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

公 告

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり学校運営協議会を設置する学校を再指定します。

平成27年3月27日

三重県教育委員会

- 指定学校名  
所在地 津市白山町南家城678  
名 称 三重県立白山高等学校
- 指定年月日  
平成27年4月1日
- 指定の期間  
平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

お 知 ら せ

平成27年3月27日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(平成二十四年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「第二十四条の二」を「第二十三条」に改める。

本則中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十六年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中	教育委員会の委員	委員長	月額	七六、〇〇〇円	知事及び副知事の旅費相当額
			日額	二一、〇〇〇円	
		委員	月額	六五、〇〇〇円	
			日額	二一、〇〇〇円	

教育委員会の委員	月額	六五、〇〇〇円	知事及び副知事の旅費相当額
	日額	二一、〇〇〇円	

(三重県母子・父子福祉センター条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「委員会の委員」の下に「(教育委員会にあつては、教育長及び委員)」を加える。

- 一 三重県母子・父子福祉センター条例(昭和三十九年三重県条例第二十六号) 第三条第二項
- 二 三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号) 第十九条第二項
- 三 三重県都市公園条例(昭和四十七年三重県条例第三十三号) 第十四条の三第二項
- 四 三重県営松阪野球場条例(昭和五十年三重県条例第三十号) 第二条第二項
- 五 三重県営ライフル射撃場条例(昭和五十一年三重県条例第六号) 第二条第二項
- 六 三重県立熊野少年自然の家条例(昭和五十一年三重県条例第六十号) 第三条第二項



- 七 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）第三条第二項
- 八 三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和六十年三重県条例第一号）第三条第二項
- 九 三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）第三条第二項
- 十 三重県流域下水道条例（昭和六十二年三重県条例第二十八号）第四条第二項  
（みえこどもの城条例等の一部改正）

第四条 次に掲げる条例の規定中「委員会の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加える。

- 一 みえこどもの城条例（平成元年三重県条例第四号）第三条第二項
- 二 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例（平成四年三重県条例第三十二号）第三条第二項
- 三 三重県営サンアリーナ条例（平成六年三重県条例第四号）第三条第二項
- 四 三重県総合文化センター条例（平成六年三重県条例第五号）第三条第二項
- 五 三重県交通安全研修センター条例（平成七年三重県条例第五号）第三条第二項
- 六 三重県特定公共賃貸住宅条例（平成八年三重県条例第二十八号）第三十条第二項
- 七 三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）第五十一条第二項
- 八 三重県立ゆめドームうえの条例（平成九年三重県条例第五十七号）第三条第二項
- 九 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）第三条第二項
- 十 三重県環境学習情報センター条例（平成十一年三重県条例第三十六号）第三条第二項
- 十一 みえ県民交流センター条例（平成十三年三重県条例第四号）第三条第二項
- 十二 三重県視覚障害者支援センター条例（平成十七年三重県条例第四十一号）第三条第二項
- 十三 三重県立熊野古道センター条例（平成十八年三重県条例第四号）第三条第二項
- 十四 三重県地方卸売市場条例（平成十八年三重県条例第七十三号）第三条第二項
- 十五 三重県聴覚障害者支援センター条例（平成二十三年三重県条例第二十八号）第三条第二項

（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第五条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「勤務条件」の下に「等」を加える。

第二条及び第三条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第七条の次に次の一条を加える。

（職務に専念する義務の免除）

第八条 教育長は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除される。

- 一 研修に参加する場合
- 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合

三 前二号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

- 2 教育長は、災害その他やむを得ない事情により前項の規定による承認を受けることができなかった場合には、教育委員会規則の定めるところにより、その承認を求めなければならない。

(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正)

第六条 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成十四年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

(三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部改正)

第七条 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成十四年三重県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

(三重県都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 三重県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十六年三重県条例第百七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 5 附則第三項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下この項において「地教行法改正法」という。）の施行の際に現に在職する地教行法改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下この項において「旧教育長」という。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）後は、競技場条例第三条第二項中「委員会の委員」とあるのは「委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

右提出する。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十七号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

第三条第一号中「三、二八七人」を「三、二五二人」に、「二三四人」を「二三三人」に、「一一七人」を「一一三人」に、「三、六三八人」を「三、五九八人」に改め、同条第二号中「一、一〇二人」を「一、一〇九人」に、「三六人」を「三五人」に、「一、二〇一人」を「一、二〇七人」に改める。

第四条第一号中「六、一三八人」を「六、〇九九人」に、「三八七人」を「三八二人」に、「一一一人」を「一一九人」に、「三九七人」を「三八六人」に、「七、〇四三人」を「六、九八六人」に改め、同条第二号中「三、五六四人」を「三、五三九人」に、「一五七人」を「一五六人」に、「二七人」を「三一人」に、「一七五人」を「一七四人」に、「三、九二三人」を「三、九〇〇人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

---

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十八号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を、「担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第十一条第三項中「五十五歳以上の」を「前項の規定にかかわらず、五十五歳以上の」に、「前項の規定の適用については、同項中「四号給（規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。」を「第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。」に改める。

第十二条の二第一項中「中学校、小学校教育職給料表の」を「中学校・小学校教育職給料表の特二級、」に改める。

第十五条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四）」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・五）

第十六条第三項中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、所在する地域を異にする学校に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、」及び「、当該異動又は学校の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十六条の二第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「五万八千元」に改め、同条第三項中「職員給与条例等適用職員」を「職員の給与に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十七号）、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員」に改め、「特定地方独立行政法人の職員等」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。）」を、「一般地方独立行政法人等職員等」の下に「（公立学校職員の退職手当に関する条例第七

条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)を加える。

第十七条の三第十号中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

第二十二條の三第一項中「占める職員」の下に「(次項において「管理監督職員」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十二條の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項において」を「第一項及び第二項において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において規則で定める額

第二十四條第一項中「対し、」の下に「教育長が定める期間における人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第二十五條第一項中「従事する」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第二十五條の二第一項中「教頭」の下に「、主幹教諭、指導教諭」を、「を担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第二十七條の二中「際には、」の下に「三重県職員等の共済制度に関する条例(昭和二十四年三重県条例第四十八号)の規定に基づく相互共済及び福利増進を目的とする独立の会又は」を加え、「互助会の会員」を「相互共済及び福利増進を目的とする互助会(以下この条においてこれらを単に「互助会」という。)の会員」に、「および同」を「及び」に、「当該互助会」を「互助会」に改め、「額に相当する金額」の下に「並びに県が職員の居住の用に供する施設(県委員会が人事委員会と協議して認めるものに限る。)の貸付料及びその使用に必要な経費に相当する金額」を加える。

附則第七項中「当分の間」を「平成二十七年六月一日までの間」に、「以下「管理職員」という。)にあつては、第二十四條第一項中「基準日以前六箇月以内の期間」とあるのは「教育長が別に定める期間」と、管理職員」を「)」に、「同条第二項第一号中」を「第二十四條第二項第一号中」に、「次項」を「次項及び附則第十二項第六号」に改める。

附則第十二項中「当分の間」を「平成三十一年三月三十一日までの間」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。



別表第一（第9条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	471,700
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	472,400
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	473,100

	41	225,400	282,200	349,200	402,500	473,700
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	474,400
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	475,100
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	475,800
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	476,400
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	
	50	239,200	304,500	367,100	415,800	
	51	240,600	307,000	369,100	417,400	
	52	242,100	309,400	371,100	418,900	
	53	243,400	311,800	373,000	420,600	
	54	244,700	314,000	374,800	422,100	
	55	246,100	316,100	376,600	423,700	
	56	247,500	318,300	378,300	425,300	
	57	248,900	320,600	379,800	426,800	
	58	250,000	322,700	381,400	428,300	
	59	251,300	324,900	383,100	429,500	
	60	252,600	326,900	384,800	430,700	
	61	253,900	329,100	386,000	431,900	
	62	255,400	331,200	387,400	433,200	
	63	256,800	333,400	388,800	434,500	
	64	258,100	335,600	390,100	435,700	
	65	259,500	337,500	391,500	436,900	
	66	261,100	339,700	392,700	438,100	
	67	262,700	341,800	394,100	439,300	
	68	264,400	344,000	395,500	440,500	
	69	265,900	346,000	396,800	441,700	
	70	267,300	348,000	398,100	442,900	
	71	268,800	350,100	399,500	444,100	
	72	270,300	352,100	400,800	445,300	
	73	271,400	353,900	402,100	446,400	
	74	272,800	355,800	403,500	447,000	
	75	274,200	357,700	404,900	447,500	
	76	275,500	359,600	406,200	448,000	
	77	276,900	361,500	407,400	448,500	
再任	78	278,100	363,200	408,600	449,100	
用職	79	279,300	364,900	409,900	449,600	
員以	80	280,500	366,500	411,300	450,100	
外の	81	281,700	368,000	412,600	450,600	
職員	82	282,900	369,500	413,800	451,200	
	83	284,100	371,000	414,800	451,700	
	84	285,300	372,400	416,000	452,200	

85	286,500	373,500	417,200	452,700
86	287,600	374,900	418,400	
87	288,800	376,300	419,600	
88	290,000	377,600	420,600	
89	291,200	378,900	421,700	
90	292,300	380,200	422,700	
91	293,500	381,400	423,700	
92	294,700	382,700	424,700	
93	295,500	384,000	425,600	
94	296,500	385,100	426,400	
95	297,700	386,400	427,200	
96	298,900	387,600	428,000	
97	299,900	389,000	428,800	
98	301,000	390,000	429,200	
99	302,000	391,100	429,600	
100	303,100	392,100	430,000	
101	304,000	393,000	430,400	
102	305,100	394,000	430,700	
103	306,200	395,100	431,000	
104	307,200	396,200	431,300	
105	307,800	396,900	431,600	
106	308,700	397,800	431,900	
107	309,500	398,700	432,200	
108	310,300	399,600	432,400	
109	311,200	400,400	432,600	
110	311,600	401,300	432,900	
111	312,000	402,100	433,200	
112	312,500	402,900	433,400	
113	313,100	403,500	433,600	
114	313,500	404,200	433,900	
115	314,000	404,900	434,200	
116	314,500	405,600	434,400	
117	315,100	406,200	434,600	
118	315,600	406,700		
119	316,000	407,100		
120	316,500	407,500		
121	317,000	407,900		
122	317,400	408,200		
123	317,900	408,500		
124	318,400	408,700		
125	319,000	408,900		
126	319,300	409,200		
127	319,600	409,500		
128	319,900	409,700		

129	320,100	409,900			
130	320,400	410,200			
131	320,700	410,500			
132	321,000	410,700			
133	321,200	410,900			
134	321,400	411,200			
135	321,600	411,500			
136	321,900	411,700			
137	322,200	411,900			
138	322,400	412,200			
139	322,700	412,500			
140	323,000	412,700			
141	323,200	412,900			
142	323,400	413,200			
143	323,700	413,500			
144	323,900	413,700			
145	324,200	413,900			
146	324,400				
147	324,700				
148	325,000				
149	325,200				
150	325,400				
151	325,700				
152	326,000				
153	326,200				
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。  
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第9条関係)

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400



	41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	449,400
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	449,900
	44	229,300	262,600	353,300	375,800	450,400
	45	231,000	264,900	355,100	377,300	450,900
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	
	49	237,000	274,000	361,400	383,400	
	50	238,400	276,000	362,900	384,900	
	51	240,000	278,100	364,600	386,400	
	52	241,200	280,200	366,200	387,800	
	53	242,500	282,200	367,700	389,000	
	54	244,000	284,800	369,200	390,300	
	55	245,300	287,200	370,700	391,400	
	56	246,600	289,700	372,200	392,500	
	57	248,000	291,900	373,700	394,000	
	58	249,200	294,500	375,100	395,200	
	59	250,400	297,000	376,500	396,400	
	60	251,700	299,700	377,800	397,700	
	61	253,100	302,100	378,700	398,900	
	62	254,500	304,500	379,900	399,900	
	63	255,800	307,000	381,100	401,300	
	64	256,800	309,400	382,200	402,600	
	65	257,800	311,800	383,200	403,800	
	66	259,300	314,000	384,400	404,900	
	67	260,900	316,100	385,400	406,100	
	68	262,400	318,300	386,500	407,200	
	69	264,000	320,600	387,700	408,200	
	70	265,500	322,700	388,700	409,400	
	71	267,000	324,900	389,800	410,600	
	72	268,500	326,900	391,000	411,800	
	73	269,700	329,100	392,000	412,400	
	74	270,900	331,200	393,100	413,200	
	75	272,200	333,400	394,200	413,900	
	76	273,500	335,600	395,300	414,400	
	77	274,900	337,400	396,200	414,700	
	78	276,000	339,300	397,100	415,100	
	79	277,200	341,200	398,100	415,500	
	80	278,400	343,000	399,100	415,900	
再任	81	279,700	344,800	399,900	416,200	
用職	82	280,700	346,600	400,700	416,600	
員以	83	281,900	348,300	401,400	417,000	
外の	84	283,100	350,100	402,200	417,300	
職員						

85	284,100	351,500	402,900	417,600
86	285,000	353,100	403,700	418,000
87	286,000	354,800	404,400	418,400
88	287,000	356,300	405,100	418,700
89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	292,000	364,600	408,400	420,300
95	292,800	365,900	408,700	420,600
96	293,600	367,100	409,000	420,800
97	294,400	368,100	409,300	421,000
98	295,200	369,100	409,600	421,300
99	296,000	370,100	409,900	421,600
100	296,700	371,100	410,100	421,800
101	297,600	372,000	410,300	422,000
102	298,100	373,000	410,600	
103	298,600	374,000	410,900	
104	299,100	375,000	411,100	
105	299,300	375,800	411,300	
106	299,700	376,700	411,600	
107	300,000	377,600	411,900	
108	300,200	378,600	412,100	
109	300,400	379,400	412,300	
110	300,600	380,400	412,600	
111	300,900	381,400	412,900	
112	301,200	382,400	413,100	
113	301,400	383,000	413,300	
114	301,600	383,900	413,600	
115	301,800	384,800	413,900	
116	302,100	385,700	414,100	
117	302,400	386,500	414,300	
118	302,700	387,200		
119	303,000	388,000		
120	303,300	388,800		
121	303,400	389,400		
122	303,600	390,200		
123	303,900	390,900		
124	304,200	391,600		
125	304,400	392,200		
126		392,900		
127		393,400		
128		394,000		

129			394,700			
130			395,300			
131			395,800			
132			396,300			
133			396,600			
134			396,900			
135			397,200			
136			397,500			
137			397,800			
138			398,100			
139			398,400			
140			398,700			
141			399,000			
142			399,300			
143			399,600			
144			399,900			
145			400,100			
146			400,400			
147			400,700			
148			400,900			
149			401,100			
150			401,400			
151			401,700			
152			401,900			
153			402,100			
154			402,400			
155			402,700			
156			402,900			
157			403,100			
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

- 備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。  
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第9条関係）

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	275,700	323,700
	2	143,800	181,900	217,100	277,800	325,700
	3	145,200	183,500	218,700	280,000	327,900
	4	146,600	185,100	220,300	282,200	330,100
	5	147,800	186,600	221,700	284,400	332,100
	6	149,600	188,200	223,300	286,500	334,300
	7	151,300	189,800	224,800	288,700	336,400
	8	153,000	191,300	226,400	290,900	338,600
	9	154,700	192,900	227,900	292,900	340,600
	10	156,400	194,600	229,400	295,100	342,700
	11	158,100	196,200	230,800	297,200	344,900
	12	159,900	197,900	232,200	299,400	347,000
	13	161,400	199,500	234,000	301,600	348,700
	14	163,300	201,100	235,400	303,600	350,700
	15	165,300	202,700	236,700	305,700	352,600
	16	167,200	204,300	238,100	307,700	354,600
	17	169,100	205,800	239,400	309,900	356,600
	18	171,000	207,500	240,700	311,900	358,600
	19	172,800	209,200	242,000	314,000	360,600
	20	174,700	210,900	243,300	316,100	362,600
	21	176,600	212,200	244,700	318,000	364,400
	22	178,100	213,700	245,800	320,000	366,400
	23	179,600	215,100	247,000	321,900	368,500
	24	181,100	216,600	248,200	323,900	370,600
	25	182,700	218,000	249,400	325,900	372,000
	26	184,200	219,400	251,000	327,800	373,800
	27	185,700	220,800	252,500	329,800	375,600
	28	187,100	222,100	254,000	331,800	377,300
	29	188,700	223,600	255,500	333,400	379,100
	30	190,000	225,000	257,300	335,200	380,600
	31	191,300	226,600	259,100	336,900	382,200
	32	192,600	228,000	260,800	338,700	383,900
	33	194,000	229,500	262,300	340,500	385,200
	34	195,400	230,900	264,100	342,300	386,500
	35	196,800	232,100	265,800	344,200	387,800
	36	198,200	233,400	267,600	346,000	389,000
	37	199,300	234,900	269,100	347,800	390,100
	38	200,600	236,200	270,800	349,500	391,300
	39	201,900	237,500	272,500	351,100	392,400
	40	203,200	238,900	274,200	352,800	393,500

	41	204,400	240,200	275,900	354,000	394,300
	42	205,600	241,600	277,500	355,100	395,100
	43	206,800	242,900	279,200	356,300	395,900
	44	208,000	244,000	280,900	357,500	396,700
	45	209,200	245,200	282,500	358,700	397,100
	46	210,300	246,700	284,200	359,500	397,700
	47	211,400	248,300	285,900	360,700	398,200
	48	212,500	249,800	287,500	361,800	398,600
	49	213,600	251,400	288,900	362,800	399,000
	50	214,600	252,800	290,500	363,800	399,300
	51	215,600	254,200	292,000	364,800	399,600
	52	216,600	255,600	293,600	365,800	399,900
	53	217,400	256,700	295,000	366,600	400,200
	54	218,400	258,100	296,500	367,400	400,500
	55	219,300	259,500	297,900	368,300	400,800
	56	220,300	260,900	299,400	369,200	401,100
再任用職員以外の職員	57	221,100	261,900	300,700	369,700	401,400
	58	222,000	263,200	301,900	370,500	401,700
	59	222,900	264,500	303,200	371,300	402,000
	60	223,800	265,800	304,600	372,100	402,400
	61	224,700	266,800	305,900	372,500	402,600
	62	225,700	268,000	307,100	373,200	402,900
	63	226,700	269,300	308,400	373,900	403,200
	64	227,800	270,600	309,600	374,600	403,500
	65	228,500	271,600	311,000	375,000	403,700
	66	229,400	272,700	311,800	375,600	
	67	230,300	273,800	312,600	376,300	
	68	231,200	274,900	313,400	376,900	
	69	231,900	276,000	314,000	377,300	
	70	232,600	277,000	314,700	377,800	
	71	233,300	278,100	315,400	378,300	
	72	234,000	279,200	316,000	378,800	
	73	234,700	280,100	316,700	379,400	
	74	235,500	280,800	316,900	379,900	
	75	236,300	281,400	317,500	380,500	
76	237,100	282,200	318,100	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	384,700		



	85	241,500	287,000	322,700	385,100	
	86		287,200	323,100		
	87		287,400	323,300		
	88		287,600	323,700		
	89		288,000	324,100		
	90		288,200	324,500		
	91		288,400	324,900		
	92		288,600	325,300		
	93		289,000	325,600		
	94		289,200	325,800		
	95		289,400	326,200		
	96		289,700	326,500		
	97		290,100	326,700		
	98		290,400	327,000		
	99		290,600	327,300		
	100		290,900	327,600		
	101		291,200	327,800		
	102		291,400	328,100		
	103		291,600	328,500		
	104		291,900	328,700		
	105		292,200	328,800		
	106			329,100		
	107			329,500		
	108			329,700		
	109			329,900		
	110			330,300		
	111			330,700		
	112			331,100		
	113			331,300		
再任用職員		186,400	213,000	241,200	279,800	320,500

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第9条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	

再任 用職 員以 外の 職員	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			

85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300					
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500					
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700					
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000					
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
94		292,500	340,300							
95		292,900	340,800							
96		293,300	341,200							
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第五中「一万二千八百円」を「一万六千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条第三項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）には、平成三十四年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	百分の七十五
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	百分の五十
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	百分の二十五

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第十二条第二項、第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項の規定の適用については、給与条例第十二条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第三項から第五項まで

の規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第七項から第九項までの適用については、平成十八年改正条例附則第七項中「差額に相当する額」とあるのは、「差額に相当する額（給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じる前の額とする。）から附則第三項から第五項までに定める給料（給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じる前の額とする。）を減じて得た額」とする。

8 給与条例附則第十二項の規定が適用される職員（以下この項において「特定職員」という。）に対する同項の規定による給料月額等に関する特例措置は、次に掲げる額の合計額が、当該特定職員の給料月額に達しないこととなる職員（他の職員との均衡を考慮して県委員会が人事委員会と協議して認める職員を除く。）には適用しない。

一 当該特定職員の給料月額からその額に百分の一・五を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じて得た額

二 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定により給料として支給される額

三 附則第三項から第五項までの規定により給料として支給される額

9 前項の規定により給与条例附則第十二項の規定が適用されないこととなつた職員（他の職員との均衡を考慮して県委員会が人事委員会と協議して認める職員を除く。）にあつては、附則第三項から第五項まで及び平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料は支給しないものとする。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

10 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の二第二項 第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で 規則で定める割合
第十五条の二第二項 第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で 規則で定める割合

第十五条の二第二項 第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二第二項 第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二第二項 第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二第二項 第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二第二項 第七号	百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・五）	百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・五）を超えない範囲内で規則で定める割合
第十六条の二	三万円	三万円を超えない範囲内で規則で定める額

（規則への委任）

- 11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二十九号

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

現業職員給料表

区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	135,100	176,200	221,100	275,300
	2	135,700	177,700	222,300	277,100
	3	136,300	179,100	223,300	279,000
	4	136,900	180,500	224,000	280,700
	5	137,600	182,000	225,300	282,500
	6	138,700	183,400	226,600	284,700
	7	139,900	184,800	227,900	286,800
	8	141,000	186,200	229,100	289,000
	9	142,100	187,700	230,300	291,000
	10	143,200	189,500	232,000	293,000
	11	144,300	191,300	233,600	295,100
	12	145,400	193,100	235,200	297,100
	13	146,500	194,700	236,800	299,200
	14	147,900	196,500	238,400	301,300
	15	149,200	198,300	240,000	303,300
	16	150,500	200,100	241,600	305,400
	17	151,800	201,800	243,200	307,200
	18	153,300	203,600	244,700	309,300
	19	154,800	205,400	246,200	311,400
	20	156,400	207,200	247,700	313,400
	21	157,700	208,600	249,200	315,400
	22	159,200	210,400	251,100	317,400
	23	160,700	212,100	252,900	319,500
	24	162,200	213,900	254,700	321,600
	25	163,600	215,600	256,400	323,100
	26	166,300	217,300	258,300	325,100
	27	168,900	219,000	260,200	327,100
	28	171,500	220,600	261,900	329,200
	29	174,200	222,200	263,900	331,100
	30	175,900	223,900	265,800	333,000
	31	177,600	225,600	267,600	335,000
	32	179,300	227,200	269,500	336,900

	33	180,800	228,700	271,200	338,800
	34	182,600	230,300	273,100	340,700
	35	184,400	231,800	275,000	342,500
	36	186,100	233,200	276,800	344,400
	37	187,700	234,600	278,500	345,900
	38	189,200	235,800	280,400	347,300
	39	190,700	237,000	282,200	348,800
	40	192,200	238,300	284,100	350,300
	41	193,500	239,600	285,800	351,900
	42	194,800	241,000	287,500	352,700
	43	196,100	242,300	289,300	353,900
	44	197,400	243,600	291,100	354,900
	45	198,700	244,600	292,800	355,800
	46	200,000	246,100	294,500	356,900
	47	201,300	247,700	296,200	357,800
	48	202,600	249,200	297,800	358,900
	49	203,800	250,600	299,500	359,800
	50	205,100	251,500	301,200	360,500
	51	206,400	252,300	302,800	361,200
	52	207,700	253,100	304,500	361,900
	53	208,800	253,700	305,700	362,300
	54	209,900	254,900	307,200	362,900
	55	211,000	256,100	308,800	363,600
	56	212,100	257,200	310,400	364,300
	57	213,300	258,400	312,000	364,600
	58	214,300	259,600	313,600	365,300
	59	215,300	260,800	315,200	366,000
	60	216,300	262,000	316,700	366,700
	61	217,100	263,000	318,200	367,000
	62	217,900	264,200	319,400	367,600
	63	218,800	265,400	320,600	368,300
	64	219,700	266,600	321,800	368,900
	65	220,400	267,400	322,500	369,200
再任	66	221,700	268,500	324,500	369,800
用職	67	223,000	269,600	326,800	370,500
員以	68	224,300	270,700	329,000	371,100
外の					
職員					

69	225,200	271,800	331,300	371,500
70	226,400	272,800	333,200	372,000
71	227,600	273,900	335,500	372,600
72	228,800	275,000	337,600	373,100
73	230,000	275,800	339,600	373,600
74	231,200	276,700	340,700	374,200
75	232,400	277,500	341,800	374,700
76	233,600	278,400	342,800	375,000
77	234,800	279,300	344,000	375,400
78	236,000	280,100	345,000	375,900
79	237,200	280,900	345,900	376,300
80	238,300	281,700	346,800	376,700
81	239,400	282,500	347,800	377,100
82	240,400	283,300	348,700	377,600
83	241,400	284,100	349,600	378,000
84	242,400	284,900	350,400	378,400
85	243,500	285,600	351,000	378,700
86	244,500	285,900	351,800	379,200
87	245,400	286,500	352,700	379,700
88	246,400	287,000	353,600	380,300
89	247,400	287,400	354,500	381,000
90	248,300	287,700	355,400	381,500
91	249,200	288,300	356,200	382,100
92	250,100	288,600	356,800	382,700
93	251,000	289,000	357,400	383,400
94	251,800	289,600	358,300	383,600
95	252,600	290,200	359,200	383,800
96	253,400	290,800	360,100	384,400
97	254,200	291,100	360,400	385,000
98	254,800		361,300	385,200
99	255,400		362,100	385,700
100	256,000		363,000	386,300
101	256,400		363,300	386,600
102	256,900		364,200	387,100
103	257,400		365,000	387,700
104	257,900		365,800	387,900

105	258,500		366,200	388,500
106	259,000		367,000	388,700
107	259,500		367,500	389,100
108	260,000		368,400	389,700
109	260,400		368,700	390,400
110	260,700		369,600	390,700
111	261,000		370,100	391,200
112	261,300		370,900	391,600
113	261,500		371,500	391,900
114	261,900		372,200	
115	262,300		372,900	
116	262,700		373,700	
117	262,900		374,400	
118			375,000	
119			375,600	
120			376,200	
121			376,600	
122			377,200	
123			377,800	
124			378,400	
125			378,600	
126			379,100	
127			379,600	
128			380,200	
129			380,400	
130			380,900	
131			381,500	
132			382,100	
133			382,300	
134			382,600	
135			383,200	
136			383,800	
137			384,300	
再任用職員	185,400	212,900	239,000	272,300

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

りの条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

---

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「五万四千百五十円」を「七万四万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第三号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第四号中「四万七千七百円」を「五万四千百五十円」に改め、同項第五号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第六号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第七号中「二万八千五百円」を「二万七千円」に改め、同項第八号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第十条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第十六項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第二十二項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に、「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

附則第二十四項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条第五項第二号、第十条第二項並びに附則第十六項及び第二十二項の改正規定は、公布の日から施行する。



三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三十一号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「	三重県立名張西高等学校	名張市	全日制	」	を
「	三重県立名張西高等学校	名張市	全日制	」	に改める。
「	三重県立名張青峰高等学校	名張市	全日制	」	

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

**三重県人事委員会規則**  
**三重県教育委員会規則 第一号**

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

- 第一条の三第二項中「一・二五」を「二」に改める。
- 第七条の次に次の一条を加える。  
第七条の二 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）及び同項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）の規定により規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特二級であつた職員であつて、その者の受ける三級の給料月額に高等学校等教育職給料表の適用を受ける者については七千七百円を、中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者については七千五百円をそれぞれ加算した額が同日において受けるべき特二級の給料月額に百分の百四を乗じて得た額（次項において「基準額」という。）に達しないこととなるものとする。
- 2 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表（別表第一）及び同項第二号で定める中学校・小学校教育職給料表（別表第二）の規定により規則で定める額は、基準額からその者の受ける三級の給料月額を減じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。  
第十三条の四第一項中「第二十二条の三第二項」を「第二十二条の三第三項第一号」に、「下欄」を「中欄」に改め、同条第二項中「第二十二条の三第二項ただし書」を「第二十二条の三第三項第一号」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
- 3 条例第二十二条の三第三項第二号の規定により規則で定める額は、別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。
- 4 条例第二十二条の三第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。  
附則第三項及び第四項中「当分の間」を「平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、附則第六項中「附則第三項及び第四項」を「附則第三項から第五項まで」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。
- 5 附則第三項及び第四項の規定は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号）附則第九項の規定により条例附則第十二項の規定が適用されないこととなつた職員には適用しない。

別表第一を次のように改める。  
別表第一（第一条の三関係）  
調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	一級	九、〇〇〇円
	二級	一一、一〇〇円
	特二級	一一、五〇〇円
	三級	一二、二〇〇円
	四級	一三、一〇〇円
中学校・小学校教育職給料表	一級	八、四〇〇円
	二級	一一、〇〇〇円
	特二級	一一、三〇〇円
	三級	一一、八〇〇円

別表第九を次のように改める。  
別表第九（第十三条の四関係）

管理職員特別勤務手当額表

職	手当額（第十三条の四第一項）	手当額（第十三条の四第三項）
校長	七千円	三千五百円
教頭	六千円	三千円
事務長	六千円（特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、七千円）	三千円（特に困難な業務を行う事務長の職にある者にあつては、三千五百円）

備考 別表第六の備考は、本表について適用する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）  
三重県教育委員会規則

の一部を次のように改正する。

第十六条第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「第六号」を「次号」に改め、同条第五号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十九条第一項中「一級上位の職務の級」の下に「（高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級が二級である職員を昇格させる場合には、一級又は二級上位の職務の級）」を加える。

第二十二條第二項中「場合」の下に「（高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級二級から三級に昇格させた場合を除く。）」を加える。

第三十五條第二項第一号イ中「四号給」を「三号給」に、「三号給以上」を「一号給以上又は昇給しない」に改め、同号ロ中「二号給」を「昇給しない」に改め、同号ハ中「一号給以下」を「昇給しない」に改め、同項第一号イ中「五号給」を「四号給」に、「三号給以上」を「一号給以上又は昇給しない」に改め、同号ロ中「二号給」を「昇給しない」に改め、同号ハ中「一号給以下」を「昇給しない」に改める。

別表第一イ中

2 級	県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	を
-----	-----------------------	---

「  

2 級	県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特 2 級	県立学校の主幹教諭の職務

  
」に改め、同表ロ中

「  

2 級	市町立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
-----	------------------------

  
」を

「  

2 級	市町立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特 2 級	市町立学校の主幹教諭又は指導教諭の職務

  
」に改める。

別表第二イ及びロを次のように改める。

別表第2（第4条関係）級別資格基準表

イ 高等学校等教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	特 2 級
教 頭	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
主 幹 教 諭	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	大学卒		0	
	短大卒		2.5 2.5	
助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師 寄 宿 舎 指 導 員 実 習 助 手	大学卒	0	別に定める	
	短大卒	0	別に定める	
	高校卒	0	別に定める	

備考

- 1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一又は二の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の四の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

基 礎 学 歴	調 整 年 数		
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
高校3卒	4年	2年	
高校2卒	5年	3年	1年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第8項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

ロ 中学校、小学校教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	特 2 級
教 頭	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
主 幹 教 諭 指 導 教 諭	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	大学卒		0	
	短大卒		0	
助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師	大学卒	0	別に定める	
	短大卒	0	別に定める	
	高校卒		別に定める	

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、イの高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

別表第1イ中「2級29号給」を「2級33号給」と、「2級13号給」を「2級17号給」と、「2級1号給」を「2級5号給」と、「1級11号給」を「1級15号給」と、「1級21号給」を「1級25号給」と、「1級1号給」を「1級5号給」と定める。

別表第1ロ中「2級41号給」を「2級45号給」と、「2級25号給」を「2級29号給」と、「2級13号給」を「2級17号給」と、「2級3号給」を「2級7号給」と、「1級21号給」を「1級25号給」と、「1級11号給」を「1級15号給」と、「1級1号給」を「1級5号給」と定める。

別表第1ハ中「1級11号給」を「1級15号給」と定める。

別表第1ニ中「1級25号給」を「1級29号給」と、「1級15号給」を「1級19号給」と、「1級5号給」を「1級9号給」と、「1級1号給」を「1級5号給」と定め、同表の欄中「号給とする」を「号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする」と定める。

別表第1イから1ニ中を次のように定める。

別表第7（第22条関係）昇格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	1	1
27	7	3	1	1
28	8	4	1	1
29	9	5	1	1
30	10	6	1	1
31	11	7	1	1
32	12	8	1	1
33	13	9	1	1
34	14	10	1	1
35	15	11	1	1
36	16	12	1	1
37	17	13	1	1
38	18	14	1	1
39	19	15	1	1
40	20	16	1	1
41	21	17	1	1
42	22	18	1	2
43	23	19	1	3
44	24	20	1	4

45	25	21	1	5
46	26	22	1	6
47	27	23	1	7
48	28	24	1	8
49	29	25	1	9
50	29	26	1	10
51	30	27	1	11
52	30	28	1	12
53	31	29	1	13
54	31	30	2	14
55	32	31	3	15
56	32	32	4	16
57	33	33	5	17
58	33	34	6	18
59	34	35	7	19
60	34	36	8	20
61	35	37	9	21
62	35	38	10	22
63	36	39	11	23
64	36	40	12	24
65	37	41	13	25
66	38	42	14	25
67	39	43	15	26
68	40	44	16	26
69	41	45	17	27
70	41	46	18	27
71	42	47	19	28
72	42	48	20	28
73	43	49	21	29
74	43	50	22	29
75	44	51	23	30
76	44	52	24	30
77	45	53	25	31
78	45	54	26	31
79	46	55	27	32
80	46	56	28	32
81	47	57	29	33
82	47	58	30	33
83	48	59	31	34
84	48	60	32	34
85	49	61	33	35
86	49	62	34	
87	50	63	35	
88	50	64	36	
89	51	65	37	
90	51	66	38	



91	52	67	39	
92	52	68	40	
93	53	69	41	
94	53	70	42	
95	54	71	43	
96	54	72	44	
97	55	73	45	
98	55	74	46	
99	56	75	47	
100	56	76	48	
101	57	77	49	
102	57	78	49	
103	57	79	50	
104	58	80	50	
105	58	81	51	
106	58	81	51	
107	59	82	52	
108	59	82	52	
109	59	83	53	
110	60	83	53	
111	60	84	54	
112	60	84	54	
113	61	85	55	
114	61	85	55	
115	61	86	56	
116	61	86	56	
117	61	87	57	
118	62	87	57	
119	62	88	57	
120	62	88	57	
121	62	89	57	
122	62	89	57	
123	63	89	57	
124	63	89	58	
125	63	89	58	
126	63	90	58	
127	63	90	58	
128	64	90	58	
129	64	90	58	
130	64	90	58	
131	64	91	59	
132	64	91	59	
133	65	91	59	
134	65	91	59	
135	65	91	59	
136	65	92	59	

137	65	92	59	
138	65	92	59	
139	66	92	59	
140	66	92	59	
141	66	93	59	
142	66	93	59	
143	66	94	60	
144	66	94	60	
145	67	95	60	
146	67			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	68			
152	68			
153	68			

備考 特2級である職員が3級に昇格した場合におけるこの表の適用については、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以降に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	2	1	1
39	31	3	1	1
40	32	4	1	1
41	33	5	1	1
42	34	6	1	1
43	35	7	1	1
44	36	8	1	1

45	37	9	1	1
46	38	10	1	1
47	39	11	1	1
48	40	12	1	1
49	41	13	1	1
50	41	14	2	1
51	42	15	3	1
52	42	16	4	1
53	43	17	5	1
54	43	18	6	1
55	44	19	7	1
56	44	20	8	1
57	45	21	9	1
58	45	22	10	2
59	46	23	11	3
60	46	24	12	4
61	47	25	13	5
62	47	26	14	6
63	48	27	15	7
64	48	28	16	8
65	49	29	17	9
66	49	30	18	10
67	50	31	19	11
68	50	32	20	12
69	51	33	21	13
70	51	34	22	14
71	52	35	23	15
72	52	36	24	16
73	53	37	25	17
74	54	38	26	18
75	55	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	20
78	57	42	30	20
79	58	43	31	20
80	58	44	32	20
81	59	45	33	21
82	59	46	34	21
83	60	47	35	21
84	60	48	36	21
85	61	49	37	21
86	61	50	38	22
87	61	51	39	22
88	62	52	40	22
89	62	53	41	22
90	62	54	42	22

91	63	55	43	23
92	63	56	44	23
93	63	57	45	23
94	64	58	46	23
95	64	59	47	23
96	64	60	48	23
97	65	61	49	24
98	65	62	50	24
99	65	63	51	24
100	65	64	52	24
101	65	65	53	25
102	66	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	
105	66	69	57	
106	66	70	58	
107	67	71	59	
108	67	72	60	
109	67	73	61	
110	67	74	61	
111	67	75	62	
112	68	76	62	
113	68	77	63	
114	68	77	63	
115	68	78	64	
116	68	78	64	
117	69	79	65	
118	69	79	66	
119	69	80	67	
120	70	80	68	
121	70	81	69	
122	70	82	69	
123	71	83	70	
124	71	84	70	
125	71	85	71	
126		86	71	
127		87	72	
128		88	72	
129		89	73	
130		89	73	
131		90	74	
132		90	74	
133		90	74	
134		90	74	
135		91	74	
136		91	74	

137		91	74	
138		91	74	
139		92	74	
140		92	74	
141		92	74	
142		92	74	
143		93	74	
144		93	74	
145		93	74	
146		93	74	
147		94	74	
148		94	74	
149		94	74	
150		94	74	
151		95	75	
152		95	75	
153		95	75	
154		96	75	
155		96	75	
156		96	76	
157		97	76	

備考 特2級である職員が3級に昇格した場合におけるこの表の適用については、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以降に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	2
19	1	3	1	3
20	1	4	1	4
21	1	5	1	5
22	2	6	1	6
23	3	7	1	7
24	4	8	1	8
25	5	9	1	9
26	6	10	1	10
27	7	11	1	11
28	8	12	1	12
29	9	13	1	13
30	10	14	1	14
31	11	15	1	15
32	12	16	1	16
33	13	17	1	17
34	14	18	2	18
35	15	19	3	19
36	16	20	4	20
37	17	21	5	21
38	18	22	6	22
39	19	23	7	23
40	20	24	8	24
41	21	25	9	25
42	22	26	10	26
43	23	27	11	27
44	24	28	12	28



45	25	29	13	29
46	26	30	14	30
47	27	31	15	31
48	28	32	16	32
49	29	33	17	33
50	29	34	18	33
51	30	35	19	34
52	30	36	20	34
53	31	37	21	35
54	31	38	21	35
55	32	39	22	36
56	32	40	22	36
57	33	41	23	37
58	34	42	23	37
59	35	43	24	37
60	36	44	24	38
61	37	45	25	38
62	37	46	26	38
63	38	47	27	39
64	38	48	28	39
65	39	49	29	39
66	39	50	29	40
67	40	51	30	40
68	40	52	30	40
69	41	53	31	40
70	41	53	31	41
71	42	54	32	41
72	42	54	32	41
73	43	55	33	41
74	43	55	33	42
75	44	56	33	42
76	44	56	33	42
77	45	57	34	42
78	45	57	34	43
79	46	58	34	43
80	46	58	34	43
81	47	59	35	43
82	47	59	35	44
83	48	60	35	44
84	48	60	35	44
85	49	61	36	44
86		61	36	
87		61	36	
88		61	36	
89		61	37	
90		61	37	

91		62	37	
92		62	37	
93		62	37	
94		62	37	
95		62	38	
96		62	38	
97		63	38	
98		63	38	
99		63	38	
100		63	38	
101		63	38	
102		63	39	
103		64	39	
104		64	39	
105		64	39	
106			39	
107			39	
108			39	
109			40	
110			40	
111			40	
112			40	
113			40	

二 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15

41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	68	51	32			
78	35	50	50	68	51	32			
79	36	50	51	68	51	32			
80	36	50	51	68	51	32			
81	37	51	51	69	51	33			
82	38	51	52	69	51	33			
83	39	51	52	69	51	34			
84	40	51	52	69	51	34			
85	41	52	53	69	51	35			

86	41	52	53	70	51				
87	42	52	53	70	51				
88	42	52	53	70	51				
89	43	53	54	71	52				
90	43	53	54	72	52				
91	44	53	54	73	52				
92	44	53	54	74	52				
93	45	53	55	75	53				
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	55						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	56						
102		55	56						
103		55	57						
104		56	57						
105		56	57						
106		56	57						
107		56	57						
108		56	58						
109		56	58						
110		57	58						
111		57	58						
112		57	58						
113		57	59						
114		57							
115		57							
116		58							
117		58							
118		58							
119		58							
120		58							
121		58							
122		59							
123		59							
124		59							
125		59							

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行し、改正後の第三十五条第二項の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年<sup>三重県人事委員会規則</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十八年四月一日」を「平成二十七年三月三十一日までの間、平成十八年四月一日」に改め、「当分の間」を削る。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第三号

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号。以下「平成二十七年改正給与条例」という。）附則第三項から第五項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成二十七年改正給与条例附則第三項の規則で定める職員）

第二条 平成二十七年改正給与条例附則第三項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年<sup>三重県人事委員会規則</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>第二十一号）。

以下「初任給等規則」という。）別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員

二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員

三 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給等規則第四十二条、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第六条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年三重県条例第九十号。）第十一条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ハ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ニ 職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされていた期間のうち三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める期間

ホ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ヘ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間

ト 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第十二条に規定する病欠休暇、介護休暇又は福利厚生等休暇の承認を受けていた期間

チ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に再任用職員異動（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員。

六 切替日以降に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員（県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の支給）

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）附則第十二項の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第一項において同じ。）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十七年改正給与条例の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次号において「改正前の条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間等勤務を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の条例別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（ロにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該再任用職員異動後において法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合 県委員会が人事委員会と協議して定める額



2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

（平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める職員であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては県委員会が人事委員会と協議して定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第五項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第五条 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

（平成十八年改正給与条例附則第八項又は第九項の規定による給料の調整）

第六条 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会 三重県教育委員会

規則  
規則

第八号）第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項及び第二項の適用については、同規則第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項中「差額に相当する額」とあるのは、「差額に相当する額（給与条例附則第十二項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じる前の額とする。）から公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号）附則第三項から第五項までの規定による給料（給与条例附則第十二項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じる前の額とする。）を減じて得た額」とする。

（教育職給料表三級に昇格する者の平成二十七年改正給与条例附則第三項の適用）

第七条 切替日以降に平成二十七年改正給与条例別表第一又は別表第二の三級に昇格する者のうち、給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額及び教職調整額の合計額に満たない職員にあつては、平成二十七年改正給与条例附則第三項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に教職調整額を加えた額」とする。

（この規則により難い場合の措置）

第八条 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料の支給に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。



附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「四万五千元」を「四万八千元」に改める。

第五条第二項中第七号を第八号とし、同項第六号中「前各号」を「第二号から前号まで」に、「又は一般地方独立行政法人等職員等」を「若しくは一般地方独立行政法人等職員等」と、「引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」を「人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」に改め、「適用」の下に「又は事由発生」を加え、「（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者に限る。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）第二条第一号又は第二号の規定による休職から復職したこと。

ニ 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業から職務に復帰したこと。

附則に次の一項を加える。

（平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

4 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号）附則第十項の規定により読み替えられた条例第十六条の二の三万円を超えない範囲内で規則で定める額は、一万六千円とする。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年 三重県人事委員会規則 第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第

一項、第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

**三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第五号**

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十五条の二第二項第六号」を「第十五条の二第二項第七号」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例第十五条の二の規定による地域手当の支給割合）

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号）附則第十項の規定により読み替えられた条例第十五条の二第二項各号の規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

附則に次の一表を加える。

附則別表（附則第二項関係）

支給割合	支給地域
百分の十八	別に定める地域
百分の十五	
百分の十三	
百分の十二	
百分の十一	
百分の十	
百分の八	
百分の七	
百分の六	
百分の五	
百分の四	第三条第二項に掲げる地域 別に定める地域
百分の三	別に定める地域
百分の二	
百分の一	

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

級 地	支給地域
一級地	別に定める地域
二級地	
三級地	
四級地	
五級地	
六級地	
七級地	第三条第二項に掲げる地域 別に定める地域

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第一号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十二条中「及び第四項」を削り、「基準は、」の下に「特急等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県委員会が人事委員会と協議して認めるものであつて、」を加え、「認める」を「定める」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 特急等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特急等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。
- 3 第七条の規定は、特急等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

第十四条から第十六条まで 削除

第十六条の二第四項中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改め、第十七条の二中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、第十七条の二第一項中「第十六条第七項」を「第十六条第六項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「従事する」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

第十四条第二項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号中「三千円」を「三千七百五十円」に、「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第三号及び第四号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第六号中「二千四百円」を「三千円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「三千円」を「三千七百五十円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長	楠	井	嘉	行
三重県教育委員会委員長	前	田	光	久

**三重県人事委員会規則**  
**三重県教育委員会規則 第八号**

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	26	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	27	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600

29	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
30	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
31	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
34	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
35	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
38	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
39	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
41	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
42	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
43	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
44	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
45	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
46	3,200	3,700	5,600	6,100	
47	3,200	3,700	5,600	6,100	
48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49	3,300	3,800	5,700	6,300	
50	3,300	3,800	5,700	6,300	
51	3,300	3,800	5,700	6,300	
52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53	3,400	4,100	5,800	6,400	
54	3,400	4,100	5,800	6,400	
55	3,400	4,100	5,800	6,400	
56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57	3,500	4,300	6,000	6,600	
58	3,500	4,300	6,000	6,600	
59	3,500	4,300	6,000	6,600	
60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61	3,600	4,500	6,100	6,800	
62	3,600	4,500	6,100	6,800	
63	3,600	4,500	6,100	6,800	
64	3,600	4,500	6,100	6,800	

65	3,700	4,800	6,300	6,900
66	3,700	4,800	6,300	6,900
67	3,700	4,800	6,300	6,900
68	3,700	4,800	6,300	6,900
69	3,800	4,900	6,400	7,000
70	3,800	4,900	6,400	7,000
71	3,800	4,900	6,400	7,000
72	3,800	4,900	6,400	7,000
73	3,900	5,100	6,500	7,100
74	3,900	5,100	6,500	7,100
75	3,900	5,100	6,500	7,100
76	3,900	5,100	6,500	7,100
77	4,000	5,300	6,700	7,200
78	4,000	5,300	6,700	7,200
79	4,000	5,300	6,700	7,200
80	4,000	5,300	6,700	7,200
81	4,100	5,400	6,800	7,300
82	4,100	5,400	6,800	7,300
83	4,100	5,400	6,800	7,300
84	4,100	5,400	6,800	7,300
85	4,100	5,500	6,900	7,400
86	4,100	5,500	6,900	7,400
87	4,100	5,500	6,900	7,400
88	4,100	5,500	6,900	7,400
89	4,200	5,600	6,900	7,500
90	4,200	5,600	6,900	7,500
91	4,200	5,600	6,900	7,500
92	4,200	5,600	6,900	7,500
93	4,300	5,800	7,000	7,500
94	4,300	5,800	7,000	7,500
95	4,300	5,800	7,000	7,500
96	4,300	5,800	7,000	7,500
97	4,400	5,900	7,200	7,600
98	4,400	5,900	7,200	7,600
99	4,400	5,900	7,200	7,600
100	4,400	5,900	7,200	7,600

101	4,400	6,100	7,200	7,700
102	4,400	6,100	7,200	
103	4,400	6,100	7,200	
104	4,400	6,100	7,200	
105	4,500	6,200	7,200	
106	4,500	6,200	7,200	
107	4,500	6,200	7,200	
108	4,500	6,200	7,200	
109	4,500	6,300	7,300	
110	4,500	6,300	7,300	
111	4,500	6,300	7,300	
112	4,500	6,300	7,300	
113	4,600	6,400	7,300	
114	4,600	6,400	7,300	
115	4,600	6,400	7,300	
116	4,600	6,400	7,300	
117	4,700	6,500	7,300	
118	4,700	6,500		
119	4,700	6,500		
120	4,700	6,500		
121	4,700	6,600		
122	4,700	6,600		
123	4,700	6,600		
124	4,700	6,600		
125	4,800	6,700		
126		6,700		
127		6,700		
128		6,700		
129		6,800		
130		6,800		
131		6,800		
132		6,800		
133		6,900		
134		6,900		
135		6,900		
136		6,900		



	137		6,900			
	138		6,900			
	139		6,900			
	140		6,900			
	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
	154		7,100			
	155		7,100			
	156		7,100			
	157		7,200			
再任 用職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第二（第三条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600

29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
38	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
39	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
40	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
41	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
42	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
43	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
44	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
45	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
46	3,200	4,300	5,600	6,800	
47	3,200	4,300	5,600	6,800	
48	3,200	4,300	5,600	6,800	
49	3,300	4,500	5,700	6,900	
50	3,300	4,500	5,700	6,900	
51	3,300	4,500	5,700	6,900	
52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53	3,400	4,800	5,800	7,000	
54	3,400	4,800	5,800	7,000	
55	3,400	4,800	5,800	7,000	
56	3,400	4,800	5,800	7,000	
57	3,500	4,900	6,000	7,100	
58	3,500	4,900	6,000	7,100	
59	3,500	4,900	6,000	7,100	
60	3,500	4,900	6,000	7,100	
61	3,600	5,100	6,100	7,200	
62	3,600	5,100	6,100	7,200	
63	3,600	5,100	6,100	7,200	
64	3,600	5,100	6,100	7,200	

65	3,700	5,300	6,300	7,300
66	3,700	5,300	6,300	7,300
67	3,700	5,300	6,300	7,300
68	3,700	5,300	6,300	7,300
69	3,800	5,400	6,400	7,400
70	3,800	5,400	6,400	7,400
71	3,800	5,400	6,400	7,400
72	3,800	5,400	6,400	7,400
73	3,900	5,500	6,500	7,500
74	3,900	5,500	6,500	7,500
75	3,900	5,500	6,500	7,500
76	3,900	5,500	6,500	7,500
77	4,000	5,600	6,700	7,500
78	4,000	5,600	6,700	7,500
79	4,000	5,600	6,700	7,500
80	4,000	5,600	6,700	7,500
81	4,100	5,800	6,800	7,600
82	4,100	5,800	6,800	7,600
83	4,100	5,800	6,800	7,600
84	4,100	5,800	6,800	7,600
85	4,100	5,900	6,900	7,700
86	4,100	5,900	6,900	
87	4,100	5,900	6,900	
88	4,100	5,900	6,900	
89	4,200	6,100	6,900	
90	4,200	6,100	6,900	
91	4,200	6,100	6,900	
92	4,200	6,100	6,900	
93	4,300	6,200	7,000	
94	4,300	6,200	7,000	
95	4,300	6,200	7,000	
96	4,300	6,200	7,000	
97	4,400	6,300	7,200	
98	4,400	6,300	7,200	
99	4,400	6,300	7,200	
100	4,400	6,300	7,200	

101	4,400	6,400	7,200
102	4,400	6,400	7,200
103	4,400	6,400	7,200
104	4,400	6,400	7,200
105	4,500	6,500	7,200
106	4,500	6,500	7,200
107	4,500	6,500	7,200
108	4,500	6,500	7,200
109	4,500	6,600	7,300
110	4,500	6,600	7,300
111	4,500	6,600	7,300
112	4,500	6,600	7,300
113	4,600	6,700	7,300
114	4,600	6,700	7,300
115	4,600	6,700	7,300
116	4,600	6,700	7,300
117	4,700	6,800	7,300
118	4,700	6,800	
119	4,700	6,800	
120	4,700	6,800	
121	4,700	6,900	
122	4,700	6,900	
123	4,700	6,900	
124	4,700	6,900	
125	4,800	6,900	
126	4,800	6,900	
127	4,800	6,900	
128	4,800	6,900	
129	4,900	6,900	
130	4,900	6,900	
131	4,900	6,900	
132	4,900	6,900	
133	4,900	7,000	
134	4,900	7,000	
135	4,900	7,000	
136	4,900	7,000	

	137	4,900	7,100			
	138	4,900	7,100			
	139	4,900	7,100			
	140	4,900	7,100			
	141	5,000	7,100			
	142	5,000	7,100			
	143	5,000	7,100			
	144	5,000	7,100			
	145	5,100	7,200			
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第三項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の一項を加える。

- 4 平成二十九年三月三十一日までの間、条例第二十二條の二第二項の管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職を占める職員以外の職員についての条例第二十四條の適用については、「教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」とする。

別表第一の高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の項職員の欄中「職務の級三級」の下に「及び特二級」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第十号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第一号）の一部を次のように改正する。

別表口の表第五号区分の項中「定めるもの」の下に「特二級」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 楠 井 嘉 行  
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第十一号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、「いう。」の下に「又において同じ。」を加え、同号又中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

正 誤

平成27年3月9日付け三重県教育公報第1704号に登載しました、目次中

ページ 1 行 上から7

誤

三重県指定有形民俗文化財の名称変更

正

三重県指定有形文化財の名称変更

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
株式会社第一プリント社